

青梅市空家等対策の推進に関する条例（案）への意見募集（パブリックコメント）実施結果

1 実施期間

令和4年10月6日（木）～令和4年10月20日（木） 15日間

2 意見募集結果

9名・10件

※なお、提出用紙に住所の記載が無いなど、意見提出の要件を満たしていなかったものについては本表へは掲載しておりません。

3 意見要旨および市の考え方

No.	意見要旨	市の考え方
1	<p>とても重要で、進めていただきたい条例です。</p> <p>「条例を策定しようとする背景」には、青梅市の空家に住みたいと思う方がいる一方で、空家であっても家庭の状況で処分や貸出をためらっている方もいます。</p> <p>管理不全でなくてもそのような方に青梅市のためにも空家の提供をいただきたいというような呼びかけの趣旨も必要と思います。「目的や定義について」にはその趣旨が多分に盛り込まれています。</p>	<p>「条例を策定しようとする背景」および「目的や定義について」の各項での位置づけのとおり、空家等の所有者の方々の責務を明確にしながらも、やむを得ない所有者個別の事情に、きちんと寄り添いながら、空家等に関する取組を行ってまいります。</p>
2	<p>現行案には空き家発生防止策が少ない。所有者の財産価値を継承するための青梅市の施策を講じる必要がある。相談、評価流通構築など。</p>	<p>条例案には、法の確認規定のほか、市独自の対応にかかる法的な根拠を規定するなど、整理したものであります。空家等の発生を予防するための施策の推進は、条例案の中で市の責務と位置付けています。</p> <p>空家等対策の具体的な取組については、「空家等対策計画」に位置付けていく中で、今後設置予定の「空家等対策審議会」にて議論をいただき検討してまいります。</p>
3	<p>親から相続を受けた実家に相続人が住まないもしくは住めない事情が有ると思います。解体するにも、旗竿地で駅から遠いとか土地の売却金額がかなり低い場合に、解体出来ず空き家が残ってしまう場合が有ると思います。</p> <p>近所には迷惑かけたく無くても金銭的に解体出来ず空き家が残る場合が良く有るのではないかと。</p> <p>市において解体補助金とかを設けて頂ければ、危険空き家とかも減るのではないのでしょうか。</p>	<p>解体等も含めた空家等の適切な管理のための施策の推進は、条例案の中で市の責務と位置付けています。</p> <p>空家等対策の具体的な取組については、条例案において策定することとした「空家等対策計画」に位置付け、推進することとしておりますので、今後設置予定の「空家等対策審議会」にて議論をいただき、より実効性のある施策について検討してまいります。</p>
4	<p>市の北部、西部に見られる空家については、市の活性化に活用するため、都心部から若い世代に移住を誘導する施策を取ること。</p> <p>そのために、市の北西部地域の魅力を引き出し、アピールしていくこと。特に飯能や秩父、入間に近接していること、地元産材を活用した住宅のモデル事業やエコ発電など、カーボンニュートラルの施策とマッチングしたビジョンを打ち出すことが重要と考えます。</p>	<p>空家等の利活用促進のための施策の推進は、条例案の中で市の責務と位置付けています。</p> <p>皆様からのご意見等を参考にしながら、今後設置予定の「空家等対策審議会」にて具体的な空家等対策にかかる取組も検討してまいります。</p>
5	<p>まず、現存宅地以外の土地を新たに宅地目的の為に利用することを禁止します。</p> <p>その上で、新たに建物を建てる場合は、現存の宅地からの選択制にします。</p> <p>その際の建て替え、リフォーム費用の融資を行います。奥多摩と同様に、数十年住み続けたら返済免除などの制度を設立します。</p> <p>更には数千人規模での雇用が見込める企業の誘致などが行えれば完璧です！</p> <p>空き家が増えているのに、それに比例するように新たな土地に新たな家が建てられるのが多いことが気になっていました。</p> <p>自然環境の保全含め、改善されることを期待しております。</p>	<p>空家等の発生予防および利活用促進など、必要な施策の推進は、条例案の中で市の責務と位置付けています。</p> <p>空家等対策の具体的な取組については、「空家等対策計画」に位置付けていく中で、今後設置予定の「空家等対策審議会」にて議論をいただき検討してまいります。</p>
6	<p>各地域ごとに、高齢者の健康や、生活、介護等の困りごとの総合相談窓口として、「地域包括支援センター」があります。</p> <p>そこには、社会福祉士や保健師の有資格職員が駐在され、高齢者の介護・福祉・健康・医療等さまざまな面からサポートする、私たち高齢者にとってありがたい窓口です。その施設がどこにあるか。余り知られていないようです。</p> <p>以前センターの女性専門員の方が訪問して下さり、親切・ていねいに「何かあったら連絡下さい」と言われ、ほのぼのと温かい気持ちになりました。</p> <p>そこで思ったことは、訪問を受けるのではなく、近くにこのような方々が駐在している建物があり、そこに高齢の方々の憩いの場として集まれる施設、空家を地域包括支援センターとしてリフォームして設置利用できれば、一石二鳥ではないでしょうか。</p>	<p>空家等が地域コミュニティの有用な資源であるという認識のもと、空家等対策の具体的な取組については、「空家等対策計画」に位置付けていく中で、今後設置予定の「空家等対策審議会」にて議論をいただき検討してまいります。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
7	<p>NPOでまちづくり、ゲストハウス開業に関わっていたことがあり、そのときのご縁で山形県最上町の空き家活用の例が素敵でしたので、お伝えさせていただきます。</p> <p>提案：空き家の活用方法～企画について市民交流を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空き家に困っている人</li> <li>2. 空き家を活用したい人</li> <li>3. 若者のお手伝いがしたい人</li> </ol> <p>などが集まって、それぞれが「できること」「やりたいこと」をあげていく。</p> <p>意見が出揃ったら、該当の空き家を実際に皆で見に行つてフィールドワークをしながら、どのように活用できるかを一緒に話し合い、企画を考える。</p> <p>空き家の片付けからDIYまで、ワークショップ化して街のみんなに愛される拠点に</p> <p>例) 駅に近いから外国人向けの宿に 自然が近く駐車場もあるのでリースクールに 人里離れて静かなので工房・DIY体験場に 部屋数が多いのでテレワークスペースに</p> <p>何か意義のある政策につながりましたら幸いです。</p>	<p>空家等が地域コミュニティの有用な資源であり、市民の方や事業者の方と協力しながら空家を核にした地域活性化の必要性は認識しております。</p> <p>皆様からのご意見や、先進自治体の成功例等を参考として、今後設置予定の「空家等対策審議会」にて意見を伺いながら、具体的な空家等対策にかかる取組を検討してまいります。</p>
8	<p>空家は、放置されて、劣化して崩れていくと危ない。過去に事故もあった。</p> <p>速やかに取り壊してほしい。</p> <p>それが出来るように、法整備もしてほしい。</p>	<p>本条例の制定をもって、空家等の状況に応じた措置を進めてまいります。</p>
9	<p>空き家は害虫や獣の棲家になり、景観を損ねるだけでなく、衛生上良くないと思う。手入れもされてない空き家は法律で強制的に解体して頂きたい。</p>	<p>法に従い、空家等の状況に応じた措置を進めてまいります。</p>
10	<p>空家に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、「条例を策定しようとする背景」に記載ある通り、市、所有者等、市民等、事業者、市民団体等が一丸となって空家等の適切な管理や活用を促進する必要があると考えます。</p> <p>今まで空家対応にもボランティアながら地域で関わってきた経験から、設置する空家等対策審議会には、市民や市民団体のそれぞれの立場を深く理解している方を、地域のコーディネーター的な立場で委員に選出してはどうでしょうか。</p>	<p>今後予定する「空家等対策審議会」の設置に当たっては、現場の声を知る方々からの貴重な意見を反映できるよう審議会の運営等について検討してまいります。</p>